

「すこりん」使用規程

平成 30 年 2 月 28 日
健やか親子 2 1 推進協議会
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

1. 使用の趣旨

健やか親子 2 1 の普及啓発に資するために使用するものとする。

2. 使用の範囲

(1) 厚生労働省が健やか親子 2 1 に関する普及啓発のため作成する以下のもの

- ア ポスター
- イパンフレット
- ウ シール
- エ 健やか親子 2 1 ホームページ
- オ その他普及啓発のためのもの

(2) 国、地方公共団体、健やか親子 2 1 推進協議会参加団体及び応援メンバーが健やか親子 2 1 に関わる普及啓発に活用するもの

(3) 上記 (2) 以外の団体であって、健やか親子 2 1 の趣旨を踏まえた活動をしているものが、その普及啓発に活用するもの

3. 使用期限

健やか親子 2 1 の計画期間とする。

4. 使用基準

(1) 国、地方公共団体、健やか親子 2 1 推進協議会参加団体及び応援メンバー等が行う「健やか親子 2 1」に関する普及啓発に活用しようとするもので、次の条件をすべて満たす場合に使用することができるものとする。

- ① 健やか親子 2 1 の普及啓発に資するものであること。
- ② 営利を主たる目的としないこと。
- ③ 特定の企業、商品の宣伝等に使用されるものではないこと。
- ④ 商品・サービス等の品質や安全性を保証する目的で使用されるものでないこと。

(2) 「2. 使用の範囲 (3)」に該当する団体が「すこりん」を使用する際には、厚生労働省子ども家庭局母子保健課に対し申請しなければならない。申請時に団体の活動内容、組織についての詳細を併せて提出するものとし、厚生労働省子ども家庭局母子保健課において使用の許可について審査、判断するものとする。

(3) シンボルマークを使用する際、カラーで使用する場合は、色は変えないこと。ただし、カラーが不適当な場合は、モノクロの使用も可能とする。

5. 使用料

「すこりん」の使用料については、無料とする。

6. 規定の改定

本規定は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

7. その他

この規定は平成 30 年 2 月 28 日から施行する。